

令和3年度版

空蘭市中小企業融資制度

(令和3年4月1日)



ご利用になれる方

◎ 企業の規模等

○ 中小企業者

次の業種ごとに定める「資本金の額若しくは出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のどちらか一方の条件を満たす会社及び個人が融資制度の対象となります。

業 種	資本の額若しくは出資の総額	常時使用する従業員の数
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
上 記 以 外	3億円以下	300人以下

※旅館業、ソフトウェア業など特例業種は、上記とは別の基準が定められていますので、お問い合わせください。

○ 組 合 等

事業協同組合、商店街振興組合などの組合（連合会を含む）が融資制度の対象となります。

◎ 業 種

北海道信用保証協会の保証対象業種を営む方

◎ 事業実績

市内に一定の事業所を有し、客観的に事業を行っていることが明らかで、今後も引き続き市内で事業を営む中小企業者、組合等

※一部の資金には、事業実績を要さないものもありますので、詳細はお問い合わせください。

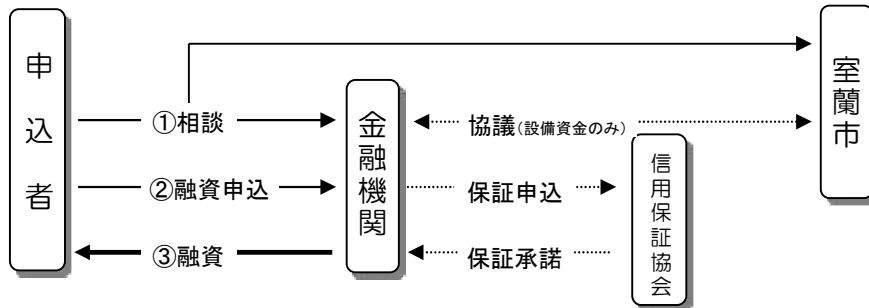
◎ 許 認 可

行政庁の許認可を必要とする事業を営む方は、その許認可を受けることが必要です。

◎ 市 税

納期到来分の市税を完納されている方

申し込みから融資まで



※資金により信用保証協会の保証が必要となります

- ◎ 申し込みには、室蘭市発行の納税証明書（滞納無証明）の提出が必要になります。
発行窓口は、室蘭市 市税課 市民税係（室蘭市海岸町1-4-1 むろらん広域センタービル1階）。
ただし、市が保有する公簿により確認することに同意する場合は、納税証明書（滞納無証明）の提出を省略することができます。

取扱金融機関

- ◎ 北洋銀行
市内各支店及び登別支店
- ◎ 北海道銀行
市内各支店及び登別支店
- ◎ 室蘭信用金庫
本店・市内各支店及び鷺別支店
- ◎ 伊達信用金庫
市内各支店及びわしべつ支店

お問い合わせ

- ◎ 室蘭市 経済部 産業振興課
〒051-8511
室蘭市幸町1-2 （市役所 本庁舎 2階）
TEL (0143) 22-1109

室 蘭 市 中 小 企 業 融 資 制 度 一 覧 表

(令和3年4月1日現在)

融資の種類	利用できる方	融資の条件						
		資金使途	限度額	利率		返済期間 ※1年未満の返済も可	保証人・担保・信用保証協会	
				固定金利	変動金利			
中 小 企 業 振 興 資 金	一般資金	中小企業者及び中小企業協同組合等 ・運転資金：決済資金、仕入資金、人件費支払など ・設備資金：店舗等新增改築、機械・車輛購入など	運転資金 設備資金	万円 5,000	% 3年以内 1.2 5年以内 1.4 7年以内 1.6 10年以内 1.8	% 1.2 (3年超に限る)	10年以内 (うち据置1年以内)	・連帯保証人(法人代表者以外)は原則不要。但し信用保証協会の保証付き以外は取扱金融機関の定めによる ・担保は取扱金融機関の定めによる ・必要により信用保証協会の保証付き
	小口零細企業特別資金	小規模企業者(従業員20人以下。商業、サービス業(宿泊業、娯楽業は除く)は5人以下の事業者)、北海道信用保証協会の小口零細企業保証制度(国の全国统一保証制度)の保証対象となる事業者 ・運転資金：決済資金、仕入資金、人件費支払など ・設備資金：店舗等新增改築、機械・車輛購入など	運転資金 設備資金	2,000 (既存全ての信用保証協会の保証付き融資残高の合計で2,000万円まで)	3年以内 1.1 5年以内 1.3 7年以内 1.5 10年以内 1.7	1.1 (3年超に限る)	10年以内 (うち据置1年以内)	・連帯保証人(法人代表者以外)は原則不要 ・担保は原則不要 ・すべて信用保証協会の保証付き
	経営安定促進資金	業績低迷(売上減少、利益率減少、原材料等の価格転嫁困難、倒産関連等)から経営安定のため借入れを必要とする中小企業者 ・運転資金：決済資金、仕入資金、人件費支払など	運転資金	5,000	5年以内 1.1 7年以内 1.3 10年以内 1.5	1.1 (3年超に限る)	10年以内 (うち据置1年以内) 延長可(据置含め1年以内) ※原油高騰等により自助努力での対応が困難な場合	・連帯保証人(法人代表者以外)は原則不要。但し信用保証協会の保証付き以外は取扱金融機関の定めによる ・担保は取扱金融機関の定めによる ・必要により信用保証協会の保証付き
	災害特例	災害により直接又は間接的に被災した中小企業者 ・運転資金：決済資金、仕入資金、人件費支払など ・設備資金：店舗等修繕、機械購入など	運転資金 設備資金		5年以内 1.0 7年以内 1.2 10年以内 1.4	1.0 (3年超に限る)	10年以内 (うち据置1年以内)	
	特別経営資金(マル特資金)	資本金1,000万円以下又は、従業員50人以下の中小企業者 ・運転資金：決済資金、仕入資金、人件費支払など	運転資金	2,000	7年以内 1.4 10年以内 1.6	1.4 (3年超に限る)	10年以内 (うち据置1年以内)	・連帯保証人(法人代表者以外)は原則不要。但し信用保証協会の保証付き以外は取扱金融機関の定めによる ・担保は取扱金融機関の定めによる ・必要により信用保証協会の保証付き
	創業支援特別資金	市内において20歳以上で開業しようとするもの、又は開業後5年未満の方で事業資金を必要とする中小企業者 ・運転資金：決済資金、仕入資金、人件費支払など ・設備資金：店舗等新增改築、機械・車輛購入など	運転資金 設備資金	3,500	1.1	—	10年以内 (うち据置1年以内)	・連帯保証人(法人代表者以外)は原則不要。但し信用保証協会の保証付き以外は取扱金融機関の定めによる ・担保は取扱金融機関の定めによる ・必要により信用保証協会の保証付き
商 ・ 工 業 近 代 化 資 金	産業構造高度化資金	産業構造の高度化、商業の近代化及び労働環境整備を図る中小企業者等 ・設備資金：店舗・工場・事務所等新增改築、駐車場整備、機械・車輛購入など	設備資金	20,000	3年以内 1.5 5年以内 1.7 10年以内 1.9 15年以内 2.1	1.5 (3年超に限る)	15年以内 (うち据置2年以内)	・連帯保証人(法人代表者以外)は原則不要。但し信用保証協会の保証付き以外は取扱金融機関の定めによる ・担保は取扱金融機関の定めによる ・必要により信用保証協会の保証付き
	共同施設資金	共同で行うアーケードなどの環境整備事業、共同店舗、会館等の建設を行う中小企業協同組合等 ・設備資金：アーケード・街路舗装、共同店舗等新增改築、駐車場整備、機械・車輛購入など	設備資金	20,000	3年以内 1.5 5年以内 1.7 10年以内 1.9 15年以内 2.1	1.5 (3年超に限る)	15年以内 (うち据置2年以内)	・連帯保証人(法人代表者以外)は原則不要。但し信用保証協会の保証付き以外は取扱金融機関の定めによる ・担保は取扱金融機関の定めによる ・必要により信用保証協会の保証付き
	商業近代化特例	上記の内、商業近代化計画の区域内※において、商業近代化計画事業に該当するもの ※中央地区、輪西地区、東地区、中島地区、本輪西地区		30,000	20年以内 1.2	—	20年以内 (うち据置3年以内)	